

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成 29 年 11 月 16 日 第 19 号
件 名	文京区議会会議規則に則り、本会議で質疑や討論を行うよう議会運営を求める請願
請 願 者	文京区小日向三丁目 14 番 11 号 小 川 忠 博 外 1 名
紹介議員	藤 原 美 佐 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

現在の文京区議会では、7つの会派がありますが、全ての常任委員会に委員がいない会派は3つとなっています。また、予算・決算審査特別委員会の場合、委員を輩出していない会派も生じています。

一方、議案や請願の審査にあたっては、委員会の審査結果と本会議の議決では、違うことも生じてきています。

文京区議会会議規則第6章「発言」では、本会議場での討論や質疑について規定されていますが、議長の議事整理で本会議場での討論や質疑は行われない運用がなされています。

そのため、委員会に委員がいない会派や議員の見解は、本会議場での賛否のみしか分からず、なぜ、賛成したのか、反対したのか理由が解りません。

議員の議会での賛否やその理由を有権者である区民に明らかに示す機会を設けることは、議会制民主主義の大原則であり、議会として区民に対する責務を負っています。

については、本会議において質疑や討論を行い各議員の見解を示す機会を持つような議会運営を行なっていただきたくお願いします。

請願事項

- 1 文京区議会会議規則に則り、本会議において、全ての議員による質疑や討論を行えるような議会運営をしてください。